

青森県報

第四百五号

令和四年
一月四日
(火曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……一
- 特定行為業務の登録……………(高齢福祉保険課) ……一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) ……二
- 公 告……………(同) ……二
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(警察本部会計課) ……二
- 取用委員会……………(同) ……三
- 公示送達……………(監理課) ……三
- 右 同……………(同) ……三

告

示

青森県告示第一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助

のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
オリープ会診療所	弘前市大字城西一丁目八の七	令和 三・三・一

青森県告示第二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
オリープ会診療所	弘前市大字城西一丁目八の七	令和 三・三・一

青森県告示第三号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和四年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

〇二〇〇一 三三三	〇二〇〇一 三三三	〇二〇〇一 三三三	〇二〇〇一 三三三	〇二〇〇一 三三三	〇二〇〇一 三三三
〃	〃	〃	〃	〃	〃
白鷗会 医療法人	白鷗会 医療法人	白鷗会 医療法人	白鷗会 医療法人	白鷗会 医療法人	白鷗会 医療法人
二沢羽白字 田五の字	二沢羽白字 田五の字	二沢羽白字 田五の字	二沢羽白字 田五の字	二沢羽白字 田五の字	二沢羽白字 田五の字
ホーム パーク クダ	ホーム パーク クダ	ホーム パーク クダ	ホーム パーク クダ	ホーム パーク クダ	ホーム パーク クダ
三野木和九 字一	三野木和九 字一	三野木和九 字一	三野木和九 字一	三野木和九 字一	三野木和九 字一
〃	〃	〃	〃	〃	〃
生活 介護 共同 施設	生活 介護 共同 施設	生活 介護 共同 施設	生活 介護 共同 施設	生活 介護 共同 施設	生活 介護 共同 施設

青森県告示第四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和四年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
うとう調剤薬局八重田店	青森市八重田二丁目一の一三	令和 四・一・一
店 ハッピー調剤薬局八戸類家	八戸市南類家三丁目二の一七	〃

青森県告示第五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和四年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 日
十和田中央薬局西店	十和田市西三番町二二の三三一	令和 三・二・三〇

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
- 二 男性警察官用夏制帽ほか 総数三千九百六十六点
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 四 青森県警察本部会計課
- 五 青森市新町二丁目三の一
- 六 契約の方法
- 七 指名競争入札
- 八 落札者を決定した日
- 九 令和三年十二月十六日
- 十 落札者の名称及び住所
- 十一 有限会社城栄産業
- 十二 弘前市大字神田五丁目五の一
- 十三 落札金額

三千七百四十五万二千三百五円
落札者を決定した手続

七 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日
令和三年十月二十九日

収 用 委 員 会

公 示 送 達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

令和四年一月四日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 送達すべき書類の名称

令和三年十二月二十日付け裁決書（青収委第四十号）

二 送達を受けるべき者

別表のとおり

三 送達すべき書類の保管場所

一の書類は、青森県国土整備部監理課内において保管しているもので、いつでもその交付を受けることができます。

四 その他

一の書類は、令和四年一月十七日をもって送達があったものとみなされます。

別表

氏 名	住 所

持分2分の1 木野日 岩藏

不明 ただし、登記事項証明書の住所
上北郡横浜町字百日本20番地

持分2分の1 (亡) 中島 喜助
法定相続人 蔵下 博

不明 ただし、戸籍の附票の住所
愛知県名古屋市中緑区文久山1103番地
(平成25年3月8日職権消除)

持分2分の1 (亡) 中島 喜助
法定相続人 中島 興吉

不明 ただし、戸籍の附票の住所
静岡県伊豆市下船原23番地
(平成24年8月21日職権消除)

公 示 送 達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

令和四年一月四日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 送達すべき書類の名称

令和三年十二月二十日付け裁決書（青収委第四十一号）

二 送達を受けるべき者

別表のとおり

三 送達すべき書類の保管場所

一の書類は、青森県国土整備部監理課内において保管しているもので、いつでもその交付を受けることができます。

四 その他

一の書類は、令和四年一月十七日をもって送達があったものとみなされます。

別表

氏 名	住 所
(亡) 木野日 弥太郎 法定相続人 木野日 誠弘	不明 ただし、住民票の除票の住所 神奈川県藤沢市西俣野1959番地 大藤建設 内

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円